

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 深浦第二風力発電
事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年9月29日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 深浦第二風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県西津軽郡深浦町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大190,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年10月11日
環境大臣意見受理	令和 4年12月23日
経済産業大臣意見発出	令和 5年 1月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 4月 3日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月12日
青森県知事意見受理	令和 5年 9月12日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 9月29日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742（直通）

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 深浦第二風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本計画では、風力発電設備及び取付道路等の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、既設風力発電所や計画中の風力発電所が複数あることから、これらの風力発電事業との累積的な影響が懸念される。このため、これら他事業からの必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 鳥類の調査に当たっては、適切な地点及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 魚類及び底生動物の調査地点については、適切な調査地点及び時期を設定すること。
6. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)